

「書面添付制度」について

税務調査を省略する税理士 蝶田昭宏

第4回

税務調査省略のポイント

実践編その1

書面添付制度の
おさらい

(本紙9月5日号と10月

（5日号）では、税務調査のデメリットとメリットを記載しました。今回か

略するポイントについて記載しておきます。

話題にしておきたい

アーヴィングの移務調査を

暇時になつてしまつた
り、途中から購読いただ

いてる方の為に、改めて
税務調査省略の制度につ

す。又、図一を参考し

ながら読んでください。
税務調査を省略する制

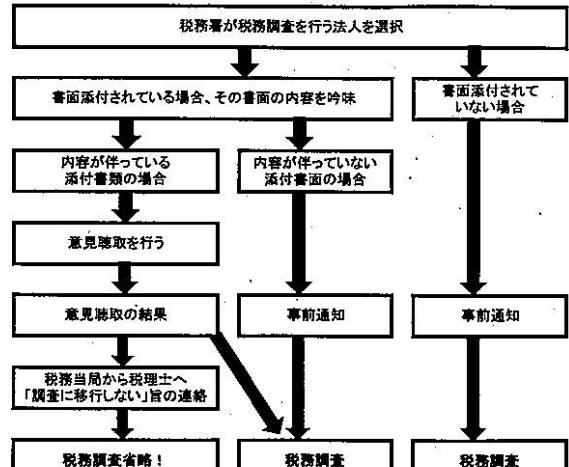
度を「書面添付制度」と
いいます。税理士が決算

書を作成する際に確認し

た書類や監査をした内容を書面記載します。この書面を税務署に提出するから「書面添付制度」といいます。
残念ながら、多くの場合この書面が添付されない申告が行われています（多くの社長さんがこの制度を顧問税理士から知らされていない理由について）は、8月5日号を参照ください）。
この書面が添付されない申告を行っている場合は、税務調査の対象に選ばれると税務署から
起き、税務署からの質問に回答します（これを意見聴取といいます）。この意見聴取によって税務署が納得すれば、税務調査（税務調査官が会社に来ての実地調査）は省略となります。

連絡が来て、通常の税務調査が行われます。しかし、この書面が添付されている場合は、税務調査官は会社に来ません。代わりに税理士が税務署にしかりてこの記載にあたっては顧問先企業の理解と協力を頂くことになります。しかし、この記載の記載がなされている「」という事です。

図1:税務調査の流れのなかでの書面添付制度の位置



(1) よりも(3)の方が売上上げの計上は後送りでできます。この(3)の検収基準の場合、自社の期末前後の検収について、得意先から検収書を頂いておくのがポイントです。余談になりますが、輸出の場合は五つもあります。この売り上げ計上基準を明記すると共に、税理士が売上高の正確性をど

つか考えられます。(1)荷基準（自社の倉庫から出荷した日）、(2)納品基準（得意先に到着した日）、(3)検収基準（得意先が商品を検収した日）です。当たり前ですが、

「この質問に税理士が「請求書の日付です」と回答するケースが多いのですが、これはダメです。なぜなら、請求書の日付は操作可能だからです。例えば卸売業なら、次の三

ビス業の場合は売り上げの計上基準が複数あります。この複数の計上基準の中からどの売り上げ計上を基準とするのかを自社で決めるのです。税務調査で「御社の売上上げ計上基準は?」と

蛭田豊田税理士事務所、昭川区西五反田7-6の22の17号
TEL:03-3490-3301、FAX:03-3490-3302
講習会ホームページ
<https://www.hiruta-kaikei.com/>

のよう^に確認して^{いる}の
かを正確に記載します。
これは、税務調査で
も大切なポイントになり
ますので、顧問税理士に
確認をされる事をお勧め
します。これに顧問税理士
からきちんと回答が来
ない場合は要注意です。